

特定非営利活動法人

障害者療育・就労支援ライフポート

定款

<第1章 総則>

第1条（名称）

この法人は、特定非営利活動法人障害者療育・就労支援ライフポートという。

第2条（事務所）

この法人は、主たる事務所を東京都荒川区南千住5丁目6番7号メゾンドソレイユ201号に置く。

第3条（目的）

この法人は、障害者を中心に広く一般市民を対象とし、障害者の療育と就労を支援することで、障害者の経済的、文化的、社会的自立を実現し、障害者が差別・区別される事なく健常者と健全に交流し、共生できる豊かな社会の実現に寄与することを目的とする。

第4条（特定非営利活動の種類）

この法人は、前条の目的を達成するために、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (3) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (4) 以上の活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

第5条（事業の種類）

この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) 障害児療育・教育の現場への「棋道」普及と、障害を持つ「棋道」指導者の育成事業
 - ① 我国固有の伝統文化の習得が障害者にもたらす療育的効果の研究
 - ② 障害を持つ棋道指導者育成事業
 - ③ 学校教育への正課としての伝統文化(棋道)導入
- (2) 障害者の就労及び就労継続支援事業
 - ① 障害者の就労能力開発に関する調査研究、情報提供事業
 - ② 障害者療育・就労に関するカウンセリング事業
 - ③ 障害者が生産する製品の紹介
 - ④ ホームページの開設・運営

2. この法人は、次のその他の事業を行う。

(1) 広告掲載事業

① ホームページへのバナー広告掲載事業

3. 前項に掲げる事業は、第1項に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その収益は、第1項に掲げる事業に充てるものとする。

<第2章 会員>

第6条（種別）

この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という）上の社員とする。

(1) 正会員 本法人の目的に賛同して入会した個人及び団体

(2) 名誉会員 障害者療育や就労分野で功労がある、または学識経験があると理事会で認めたもので、総会で承認された個人

第7条（入会）

会員の入会について、特に条件は定めない。

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。

3 理事長は、前項の申込があったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

4 理事長は、第2項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

第8条（入会金及び会費）

会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

第9条（会員資格の喪失）

正会員が次の各号の一つに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1)退会届を提出したとき。
- (2)本人が死亡し、若しくは失そう宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3)継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4)除名されたとき。

第10条（退会）

会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

第11条（除名）

会員が次の各号のひとつに該当する場合には、総会の決議により、これを除名することができる

- (1)この定款に違反したとき。
- (2)この法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとする場合には、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

第12条（拠出金品の不返還）

既に納入した入会金、会費その他の拠出金品は、返還しない。

<第3章 役員>

第13条（種別及び定数）

この法人に次の役員を置く

- (1)理事 3人以上12人以内
- (2)監事 1人以上2人以内

2 理事のうち1人を理事長とし、1人を専務理事、1人を常務理事とする。

第14条（選任等）

理事長及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び専務理事及び常務理事は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者もしくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者および三親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれる事にはならない。

4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。

5 監事は理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

第15条（職務）

理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する

2 専務理事は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 常務理事は、理事長、専務理事を補佐し、専務理事に事故があるとき又は専務理事が欠けたときは、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会または理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会または所轄庁に報告すること。

(3) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(4) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

第16条（任期等）

役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員により就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行なわなければならない。

第17条（欠員補充）

理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞無くこれを補充しなければならない。

第18条（解任）

役員が次の各号の一つに該当する場合には、総会の決議により、これを解任することができる。

- (1)心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2)職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

2 前号の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

第19条（報酬等）

役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受ける事ができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

<第4章 会議>

第20条（種別）

この法人の会議は、総会および理事会の2種とする。

2 総会は、通常総会および臨時総会とする。

第21条（総会の構成）

総会は、正会員をもって構成する。

第22条（総会の機能）

総会は以下の事項について議決する。

- (1)定款の変更
- (2)解散および合併
- (3)会員の除名

- (4) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び収支決算
- (5) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (6) 入会金および会費の額
- (7) 借入金(その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第49条において同じ)
- (8) その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (10) 解散における残余財産の帰属
- (11) 事務局の組織および運営
- (12) その他運営に関する重要事項

第23条 (総会の開催)

通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、召集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により召集の請求があったとき。
- (3) 監事が第15条第4項第4号の規定に基づいて召集するとき。

第24条 (総会の招集)

総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が召集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときには、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

第25条 (総会の議長)

総会の議長は、その会議に出席した正会員の中から選出する。

第26条 (総会の定足数)

総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

第27条 (総会の議決)

総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するものの他、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

第28条（総会での表決権等）

各正会員の表決権は平等なものとする。

- 2 やむをえない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の適用については出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わる事が出来ない。

第29条（総会の議事録）

総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者が有る場合にあっては、その数を付記すること。
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2名が、記名押印または署名しなければならない。

第30条（理事会の構成）

理事会は理事をもって構成する。

第31条（理事会の機能）

理事会は、この定款に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項

- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

第32条（理事会の開催）

理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めるとき
- (2) 理事総数の2分の1から理事会の目的である事項を記載した書面により召集の請求があったとき。

第33条（理事会の招集）

理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

第34条（理事会の議長）

理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

第35条（理事会の議決）

理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

第36条（理事会の表決権等）

各理事の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむをえない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わる事が出来ない。

第37条（理事会の議事録）

理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名が、記名押印または署名しなければならない。

<第5章 資産>

第38条（構成）

この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (3) その他の収入

第39条（区分）

この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産、その他の事業に関する資産の2種とする。

第40条（資産の管理）

この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

<第6章 会計>

第41条（会計の原則）

この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行われなければならない。

第42条（会計の区分）

この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業会計、その他の事業会計の2種とする。

第43条（事業年度）

この法人の事業年度は、毎年7月1日に始まり、翌年6月30日に終わる。

第44条（事業計画および予算）

この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

第45条（暫定予算）

前条の規定にかかわらず、やむをえない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じて収入支出する事が出来る。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

第46条（予備費）

予算超過または予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設ける事が出来る。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

第47条（予算の追加および更正）

予算成立後にやむをえない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加または更正をする事が出来る。

第48条（事業報告および予算）

この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表および収支計算書など決算に関する書類は、

毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

第49条（臨機の措置）

予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利を放棄しようとするときは、総会の議決を経なければならない。

<第7章 定款の変更、解散および合併>

第50条（定款の変更）

この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

第51条（解散）

この法人は次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による設立の認証の取り消し
- (7) 存続期間の終了

2 前号第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければ成らない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

第52条（残余財産の帰属）

この法人が解散(合併または破産による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会で議決した、当法人と目的を同じくする社会福祉法人、または学校法人に譲渡するものとする。

第53条（合併）

この法人が合併しようとするときは、総会において正会員の4分の3以上の議決を経、かつ所轄庁の認証を得なければならない。

<第8章 公告の方法>

第54条（公告の方法）

この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

<第9章 事務局>

第55条（事務局の設置）

この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。

第56条（職員の任免）

事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。

第57条（組織及び運営）

事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

<第10章 雑則>

第58条（細則）

この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

<付則>

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次の通りとする。

理事長	宮本 徹
専務理事	金原 春雄
常務理事	樽松 晃
理事	宇野 伸一
監事	中山 雅人

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成18年8月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第43条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成18年6月30日までとする。
- 5 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

会費種別	会員種別	入会金	年会費
(1) 正会員(団体)		¥50,000	一口 ¥100,000 一口以上
(2) 正会員(個人)		¥1,000	¥3,000
(3) 名誉会員(個人のみ)		無料	無料